

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会地域ささえあい活動助成金 交付要綱

(目的)

第1条 高齢者・障害者等の当事者団体の福祉活動や、地域の活動団体が主体的に取り組む支えあい、助けあい活動など、地域の共有課題解決に向けて取り組む活動の経費の一部を助成することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成事業の選定基準)

第2条 助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 助成を受けることにより、事業の効果を十分に発揮できるものであること。
- (2) 当該事業が、営利を目的としないものであること。
- (3) 当該事業が、区民を対象とするものであること。
- (4) 当該事業の予想する成果が、第1条の目的に適うものであること。

(助成の対象団体)

第3条 助成団体は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 事業を計画に従って遂行できる能力を有すること。
- (2) 代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること。
- (3) 区内に所在する、もしくは区内で立上げを予定している、あるいは区内で活動をしている団体であること。(法人格の有無は問わない)
- (4) 新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の会員であること。
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。

(助成対象となる活動及び交付額)

第4条 助成対象となる活動及び交付額については、別表1のとおりとする。

- 2 事業の実施時期は原則として交付決定後とし、それが困難な場合は申請の受理後とする。
- 3 助成金額は協議会の当該年度予算額の範囲内で助成し、助成金申請額の1,000円未満は切り捨てる。

(助成審査会)

第5条 助成金の交付等に関して公平かつ客観的な審議を行うため、協議会に社会福祉法人新宿区社会福祉協議会助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会での審議の結果、減額して助成する場合がある。

(助成金の交付対象)

第6条 助成金の使途は、団体が事業を実施するうえで必要な経費とする。なお、次の経費については、助成の対象経費から原則として除くものとする。

- (1) 管理運営費（個人宅のふれあいきいきサロンを除く）
- (2) 飲食、接待、寸志、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費
- (3) その他事業を実施する上で直接必要でないもの

- 2 対象経費については、別に定めるガイドラインによる

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等の代表者は、所定の申請書(様式1)に必要事項を記入し、下記の添付書類を添えて協議会の会長あてに申請するものとする。

- (1) 定款、会則または会則に準ずるもの
- (2) 役員名簿又は会員名簿
- (3) 本年度収支予算書及び事業計画書
- (4) 前年度収支決算書及び事業報告書
- (5) 経費見積書類及び説明資料
- (6) その他事業案内等参考資料
- (7) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の申請期間)

第8条 助成金の申請期間は以下のとおりとする。

- | | |
|-----|--------------|
| 第1期 | 2月1日～2月28日 |
| 第2期 | 4月1日～5月31日 |
| 第3期 | 7月1日～8月31日 |
| 第4期 | 10月1日～11月30日 |

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、審査会の審査結果を受け、助成の可否および助成金の決定をおこない、速やかにその決定を申請団体代表者に通知(様式2)する。

(助成事業内容の変更の報告)

第10条 助成金の交付を受けた団体は、第7条の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに会長に届け出て、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、当該事業等の終了後、速やかに助成金交付事業報告書(様式3)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、当該事業等に係る経理を明らかにし、関係書類を常に整備しておかななければならない。

3 当該事業の成果については、原則として公開するものとする。

(助成金の返還・精算)

第12条 会長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当したときは、当該団体に対し交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な方法により助成を受けたとき
- (2) 当該助成事業を中止したとき
- (3) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき
- (4) 実施された当該助成事業の実績に基づき算出した助成金額が、既に交付した金額を下

回るとき

(5) その他、この要綱の規定に違反したとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

別表 1

種別 番号	助成種別	具体的内容	助成割合	上限	備考
1	小規模作業所等福祉施設及び当事者団体による、利用者の自立助長・機能訓練・社会参加及び地域との交流を目的にした事業	研修合宿、体験学習、啓発活動、地域交流活動など	対象経費の1/2	200,000	状況に応じ対象経費の3/4 300,000 (要・ヒアリング)
2	団体による当事者を直接支援する事業	各種事業・普及啓発事業など	対象経費の1/2	200,000	
3	団体による地域福祉の視点が盛り込まれた事業	団体の学習、研修、啓発活動、交流活動など	対象経費の1/2	200,000	町会を除く
4	団体の周年行事等(地域福祉につながるもの)	10年単位で団体が実施する周年行事のもの	対象経費の1/2	500,000	<u>町会を除く</u>
5	サロン、グループホーム、福祉施設の備品整備等	物品購入・施設改修など	対象経費の3/4	500,000	
6	地域福祉活動団体の立ち上げ	印刷・消耗品・会場使用料など	対象経費の3/4	200,000	
7	ボランティア活動団体、ふれあい、いきいきサロンの継続活動支援	サロン定例活動など(3年間)	月2回以内(1年目)	40,000	逓減が困難な場合には要相談
			月3回以上(1年目)	60,000	
			2年目	それぞれ3/4	
			3年目	それぞれ1/2	
8	町会・自治会による <u>支えあい・助け合い活性化</u> の視点が盛り込まれた事業	見守り、サロン <u>活動、お祭り</u> などの町会・自治会における <u>支え合い・助け合い活動</u>	対象経費の1/2	単独町会 100,000 複数町会 200,000	前年度の募金総額の10%を上限とする
9	地域コミュニティにおける先進的福祉活動の開発	地域コミュニティにおける先進的福祉活動の開発に関する調査・研究・試行的・実験的取組み	対象経費の3/4	500,000	最長2年助成予算1,000,000を上限

注) 種別番号「1」以外は年1回の申請とする(種別番号「1」は上限まで複数回可能)

種別番号「8」の事業に伴わない物品等については第4期のみ申請可能。

種別番号「9」については第1期、第2期までの申請とする。